

関 本

令和5年(行ヒ)第297号

特別地方交付税の額の決定取消請求上告事件

上告人 泉佐野市

被上告人 国

弁 論 要 旨 書

令和7年1月30日

最高裁判所第一小法廷 御中

被上告人指定代理人

松 本

田 原 浩

鈴 木 和

山 本



1 はじめに

本件は、地方交付税法にいう地方団体である上告人が、総務大臣から、地方交付税法15条2項の規定により、令和元年度の第1回目及び第2回目の特別交付税の額の各決定を受けたことから、被上告人（国）に対し、これらの決定の取消しを求める事案である。

最高裁判所における争点は、地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えが、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否かである。

2 本件は法律上の争訟に該当せず、原判決は正当であること

(1) 原判決は、地方交付税法の仕組みや目的等を踏まえて、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐって一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するものというべきであるとして、本件訴えは、行政主体としての上告人が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものとみることはできないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらないとして、上告人の請求を認容した第1審判決を取り消し、本件訴えを却下した。

原判決は、行政訴訟における個人的な権利利益の保護救済を目的とする主観訴訟（抗告訴訟、当事者訴訟）が「法律上の争訟」として本来的な司法権の範囲に属する一方、客観訴訟（民衆訴訟、機関訴訟）は本来的な司法権の範囲に属しないと判断したものであるが、以下のとおり、かかる判断は正当である。

(2) 憲法の定める三権分立の統治機構の下、どこまでが司法権の本来的役割であるといえるかは、司法権の範囲を画するに当たって極めて重要な問題である。その考え方は、裁判所法3条の規定に表れているのみならず、行政事件訴訟法が、行政訴訟の類型として主観的権利利益の救済を目的とする主観訴訟と、法

規の適用の適正という一般公益を目的とする客観訴訟とをしゅん別して規定していることにも具現化されている。

行政事件訴訟法は、主観訴訟が司法権の本来的役割の範ちゅうにあり、客観訴訟がその範ちゅうの外にあり、主観訴訟と客観訴訟がかかる観点からしゅん別されることを前提として、機関訴訟については、法律の定めがない限り提起できないものとした。このように、司法権の本来的役割の枠外か否かにより、司法権の範囲内か範囲外かをしゅん別する考え方は、理念的・観念的なものにとどまらず、憲法の三権分立から導かれるものとして、法律に定められた具体的な制度に反映されている以上、司法権の本来的役割の範ちゅうとそれ以外としゅん別する考え方と異なる立場に立つことは、現行法の規定上採り得ない。

したがって、行政機関間のある特定の行為について、それが主観訴訟の対象となるか客観訴訟の対象となるかは、司法権の本来的役割の範ちゅうにあるかどうか、ひいては、その解決が裁判所の権限に属するかどうかという問題であり、争訟の当事者におけるその行為の性質からしゅん別されるべきである。

- (3) 地方交付税法15条2項の規定による特別交付税の額の決定が、司法権の本来的役割の範ちゅうか否かについてみるに、地方交付税の目的は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって地方自治の本旨を実現することにある（地方交付税法1条）。地方交付税法は、この目的を達成するために、国税の一定額を地方団体共通の固有財源である地方交付税と定めた上（同法6条1項）、本来は地方の税収入とすべきものを国税として国が代わって徴収し、これを国が一定の合理的な基準によってその全額を地方団体に余すことなく配分することで、国家の統治機構の一部を成す全ての地方団体が適正に行政事務を遂行することを可能にし、地方自治の本旨の実現を図るものである。

地方団体の役割は、住民の福祉の増進を図り、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することであり（地方自治法1条の2第1項）、地方交付税も、等しく提供されるべき行政需要を満たすための一般財源として交付されるものであるから、その交付を受け得る地方団体の地位は、一般私人の有する主観的「権利」ではなく、そのような行政事務の適正な執行のための税の配分を受けるといふ「権限」である。

このような地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、国と地方団体相互間の課税権限ないし税の帰属に関する法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐって一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するものである。本件の訴えは、行政主体としての上告人が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものとみることはできないから、司法権の本来的役割の枠外にあるもので、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」には当たらない。

したがって、本件訴訟は、「法律上の争訟」に当たらず、これと同旨の原判決は正当である。

3 結論

以上より、本件上告は棄却されるべきである。

以 上